保安林の指定施業要件の変更予定.....

林

政

課 :

同同

: :

:

身体障害者福祉法による医師の指定.

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定.

(障害福祉課) ... (医療薬務課) ...

同

· ::

救急病院の設置.....

告

示

目

次

右 右

同

右

右 右

同

同 同 同

: :

껃 껃녴  $\equiv$  右

青森県告示第一号

ıΣ

平成二十年一月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定によ 次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

第二千八百七十-

平成二十年(金曜日)

平成二十年一月四日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

プル調剤薬局 メン 名 称 十和田市東三番町一〇の六七 所 在 地 平成⋮・ 指定年月日 •

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。 り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 青森県告示第三号 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

平成二十年一月四日

示

青森県知事 Ξ 村 申 吾

福 田 幾 夫	氏			
夫	名			
部附属病院 病院学医学	名	勤		
	称	務す		
弘前市大字本町五三	所	る		
	在	病		
	111	院		
	地	等		
害) 職機能障 (心臓血管外科、	診療科目			
三平 成 	指定年月日			

1			七 号 
	病院十和田市立中央		名
			称
	十和田市西十二	所	
		十二番町	在
		ー 四 の 八	地
		平成二十二年十二月三十二	認定の有効期限

日

青森県告示第二号

九条第一号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) を次のとおり指定したので、同法第六十 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

## 青森県告示第四号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、 農林水産大臣から、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三におい 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

平成二十年一月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

弘前市大字小沢字大畑沢一の一 (次の図に示す部分に限る。)、一の五

保安林として指定された目的

水源のかん養

Ξ 変更後の指定施業要件

報

立木の伐採の方法

県

主伐に係る伐採種は、 定めない

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

青

森

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、 期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」は、 次のとおりとする。 省略し、 その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第五号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

平成二十年一月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

Ξ 変更後の指定施業要件

保安林として指定された目的

水源のかん養

平川市小国深沢

一○ (次の図に示す部分に限る。) 、二一の七一

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

立木の伐採の方法

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 主伐に係る伐採種は、 定めない

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青森県告示第六号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

平成二十年一月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 平川市小国和古婦沢一の七 (次の図に示す部分に限る。 )、一の四〇六、 \_ の 五

二 保安林として指定された目的

六五 (次の図に示す部分に限る。

水源のかん養

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする
- (\_\_\_) 次のとおりとする 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、 期間及び樹種

水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、 その図面及び関係書類を青森県農林

青森県告示第七号

知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三におい て準用する同法第三十条の規定により告示する。 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

平成二十年一月四日

村 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒石市大字大川原字下湯沢一七の一、一七の二、一七の四、字森合沢右二の一、

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、 定めない。
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、 期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市 次のとおりとする。

役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県知事 Ξ 申

Ξ

- 立木の伐採の方法
- 定めない
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市

役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第九号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

平成二十年一月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森県告示第八号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

平成二十年一月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

平川市碇ヶ関相沢一一六の一から一一六の四まで

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

主伐に係る伐採種は、

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

次のとおりとする。

五、二の七、二の八、大字早瀬野字西虹貝山一の八 (次の図に示す部分に限る。) 、 南津軽郡大鰐町大字居土字三ツ目内山二の三 (次の図に示す部分に限る。)、二の

の

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(-)立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。

て準用する同法第三十条の規定により告示する

平成二十年一月四日

知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三におい

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

青

森

青森県告示第十号

県

報

青森県知事 Ξ 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

Ξ

1 主伐に係る伐採種は、 定めない。

中津軽郡西目屋村大字村市字村元二五三の二、二五三の三、 字生田二九一の一、

二九一の五、二九二の二、字平沢一の二

変更後の指定施業要件

(-)立木の伐採の方法

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を青森県農林水産部林政課及び西目屋

村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第十一号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

平成二十年一月四日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上北郡七戸町字銀南木一七九の一 (次の図に示す部分に限る。

\_ 保安林として指定された目的

水源のかん養

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、 期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭